

浄化槽関係届出・申請  
マニュアル

令和6年度版  
吉田町上下水道課

## 目 次

第1	浄化槽設置費補助金について	P 2
1	概要	
2	対象となる浄化槽	
3	対象地域	
4	対象者	
5	補助の対象となる経費	
第2	補助限度額	P 4
1	転換工事	
2	新設工事	
	【公共下水道・合併浄化槽の整備区域】	
	【補足説明】	
第3	補助金申請手続き	P 8
第4	浄化槽に関する届出について	P 9
第5	様式集	P 1 0

## 第1 浄化槽設置費補助金について

### 1 概要

この補助金は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽（合併浄化槽）を設置するものに対して交付する補助金です。

### 2 対象となる浄化槽

浄化槽法第2条第1号の規定、同法第4条に規定する基準等に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。また10人槽以下、1家庭1基のみが補助の対象となる。

### 3 対象地域

- (1) 公共下水道事業計画区域外の地域。ただし、既に共同処理施設を有し、又はこれから共同処理施設を設置しようとする住宅団地等は除く。
- (2) 公共下水道事業計画区域内のうち、浄化槽を設置しようとする住宅の敷地に供され、又は供しようとする土地の周囲において、現に下水道の整備がされておらず、かつ、将来的にも下水道の整備が見込まれない地域。
- (3) その他、町長が特に必要と認める地域

### 4 対象者

- (1) 住宅（居住の用に供する建築物で専用住宅又は併用住宅（事務所、倉庫、店舗等営業に供する部分と居住の用に供する部分を併せもつ建築物で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物をいう。）を建築し、若しくは購入し、又は既に所有する者であつて、合併浄化槽を設置しようとする者。また、居住の用に供する建築物とは、「トイレ・台所・お風呂の3点を含む水回りと居室」が備わっている建物を指します。
- (2) 既設の単独浄化槽又はくみ取便槽を合併浄化槽に設置替えしようとする者
- (3) 浄化槽を設置する住宅に居住し、当該住宅の所在地で住民登録をする者
- (4) 家屋を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながる浄化槽を設置する者

※ただし、以下の者は補助対象となりません。

- (1) 建築確認の申請又は浄化槽設置等（浄化槽法の届出）を行わずに合併浄化槽を設置する者
- (2) 補助金の申請前に合併浄化槽を設置した者
- (3) 販売又は賃貸の目的で合併浄化槽付住宅を建築する者（建売住宅を建築する不動産業者等）
- (4) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (5) 補助金の交付申請時において、吉田町に納付すべき税金及び料金等を現に滞納している者
- (6) 建て替えや増改築、リフォームなどにより既存の合併浄化槽を入れ替える場合
- (7) 町内の合併浄化槽整備区域ですでに合併浄化槽を使用している者が転居し、新たに合併浄化槽を設置する場合（同居する家族の一部が独立して家屋を新築する場合を除きます。）

## 5 補助の対象となる経費

- (1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費
- (2) 建築確認を伴わず、既設の単独浄化槽又はくみ取り便槽を合併浄化槽に設置替えしようとする場合は、宅内配管工事費
- (3) 既設の単独浄化槽又はくみ取り便槽を合併浄化槽に設置替えしようとする場合は、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限り、撤去工事費

## 第2 補助限度額

### 1 転換工事

みなし浄化槽若しくはくみ取り便槽から浄化槽へ付け替える場合の限度額

(令和5年度と変更ありません)

人槽区分	申請区分	本体工事費	宅内配管 工事費	撤去工事費	
				みなし浄化槽	くみ取り便槽
5人槽	建築確認あり	332,000円	300,000円	120,000円	90,000円
	建築確認なし				
7人槽	建築確認あり	414,000円	300,000円	120,000円	90,000円
	建築確認なし				
10人槽	建築確認あり	548,000円	300,000円	120,000円	90,000円
	建築確認なし				

### 2 新設工事

建物の新築に伴う場合

本体工事費のみ補助

人槽区分	令和6年度	参考：令和5年度
5人槽	302,000円	332,000円
7人槽	376,000円	414,000円
10人槽	498,000円	548,000円

※当町の下水道管渠整備を令和8年度末で終了することとしたため、令和6年度より下水道事業区域外・区域内の金額を統一しました。(下水道事業区域内への補助金交付には条件があります。次ページ及び第3 補助金申請手続きをご確認ください。)

※補助制度の変更に伴って補助金交付申請様式を変更しました。新しい様式でご申請ください。

### 【公共下水道・合併浄化槽の整備区域】

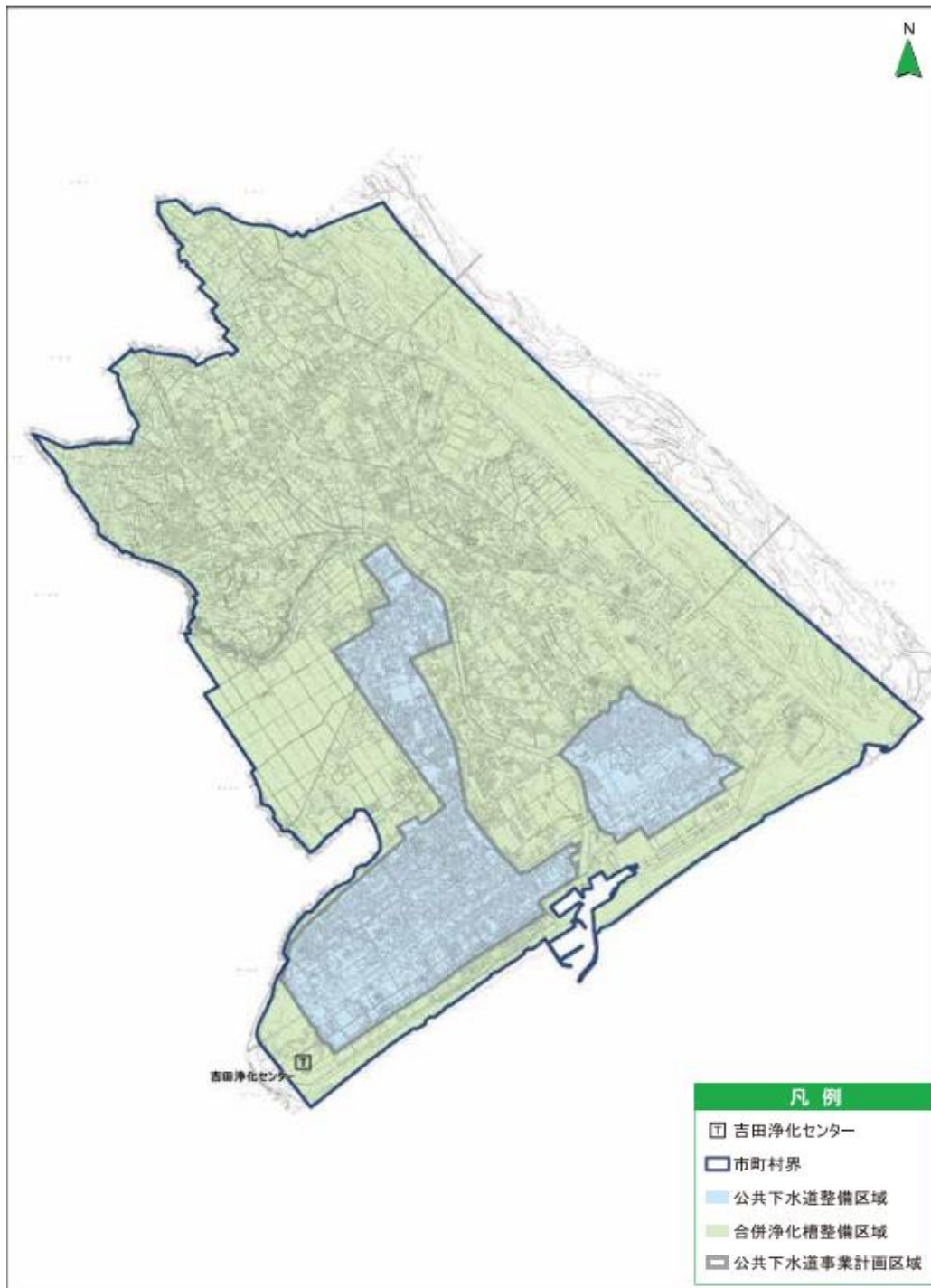
令和6年度より下水道事業区域外・区域内の金額を統一しました。

補助金額はP4【補助限度額】及びP6【補足説明】を参照してください。

また、水色の地域「公共下水道整備区域」で浄化槽設置補助金を申請できるのは、町が認めた場合のみとなります。申請される前に吉田町上下水道課下水道業務部門浄化槽担当までご連絡ください。

なるべくメール (gesui@town.yoshida.shizuoka.jp) でお願ひします。

※薄緑色の地域「合併浄化槽整備区域」については事前相談の必要はありません。



## 【補足説明】

### ○新設の定義

- ・新築の住宅建設と同時に合併浄化槽を設置することを指します。

### ○転換の定義

- ・転換とは、単独浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、合併浄化槽を設置することを指します。

### ○本体工事費について

- ・既に合併浄化槽の設置された家屋について、建替・増改築や新しい浄化槽への入れ替え、転居により合併浄化槽を設置する場合等は対象外となります。
- ・合併浄化槽の設置された家屋の居住者が分家して家屋を新築する場合は対象となります。

### ○撤去工事費について

- ・合併浄化槽の設置に伴い、単独浄化槽又はくみ取り便槽の撤去が必要な場合であって、同一敷地内で単独浄化槽又はくみ取り便槽から合併浄化槽へ付け替える場合に対象になります。
- ・上記に該当する場合は、建築確認の有無にかかわらず補助の対象となります。
- ・単独浄化槽は、撤去に要する費用または 120,000 円のいずれか低い額を助成します。
- ・くみ取り便槽は、撤去に要する費用または 90,000 円のいずれか低い額を助成します。
- ・浄化槽は全撤去が原則です。ただし、やむを得ない事情がある場合（家屋の構造的に全撤去が難しい等）には、部分撤去でも補助できる場合があります。事前に必ずご相談ください。また、部分撤去の場合においても槽内清掃を十分行うなど周辺環境に影響が出ないようにしてください。

### ○撤去工事費の助成対象範囲

- ・清掃費（洗浄・消毒等）
- ・撤去工事費（掘削等）
- ・処分費（産業廃棄物処分）

### ○宅内配管工事費について

- ・宅内配管工事に要する費用または 300,000 円のいずれか低い額を助成します。
- ・生垣植栽の伐採、伐根、処分、復旧費や雨水管の撤去、設置費は工事費に含まれません。

#### 【対象】

- ・建築確認を伴わず、単独浄化槽又はくみ取り便槽から合併浄化槽へ付け替える場合
- ・家の構造を変えずに軽微な改築等に伴い転換する場合
- ・旧宅の間取りを変えずに子世代、孫世代が同居するための増改築に伴い転換する場合

#### 【対象外】

- ・建築確認を伴い、単独浄化槽又はくみ取り便槽から合併浄化槽へ付け替える場合

### ○宅内配管工事費の助成対象範囲

- ・流入管の設置費（トイレ、台所、洗面所、お風呂等から浄化槽につなぐ管）
- ・放流管の設置費（浄化槽から住居の敷地に隣接する側溝までの管）
- ・マスの設置費
- ・既設管の撤去費（コンクリート・アスファルト舗装の取壊し、処分、復旧費を含む）



### 第3 補助金申請手続き

補助金の交付を受けるには、浄化槽の設置前に申請書を提出し、町の許可を受ける必要があります。浄化槽設置業者と相談の上、書類の提出をお願いします。なお、申請前に工事を着工した場合や年度をまたぐ工事については補助金対象外となりますのでご注意ください。

また、補助金交付申請は当年度予算がなくなるまで受け付けます。ただし、年度末までに工事を完了し、実績報告書を提出できるスケジュールであることを確認いただき、申請してください。

#### ●事前相談【公共下水道整備区域内の方のみ】

公共下水道整備区域内での補助については、「浄化槽を設置しようとする住宅の敷地に供され、又は供しようとする土地の周囲において、現に下水道の整備がされておらず、かつ、将来的にも下水道の整備が見込まれない地域」であることが条件となります。

町との協議の上で申請受付可否を決定いたしますので、申請前に必ず相談をしてください。

#### ① 補助金等交付申請書の提出

交付申請の際、チェックリストにそって書類を提出してください。交付決定まで2週間程かかる場合がありますので、余裕を持って申請をしてください。

#### ② 補助金交付決定通知書の送付

補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、申請者（施主）あてに「補助金交付決定通知書」を郵送します。

#### ③ 浄化槽設置工事の開始

申請者が補助金交付決定通知書を受けた後に着工してください。町長の承認を受けずに事前着工した場合、補助金は交付されません。

#### ④ 検査・立会い

浄化槽据付け3日前までに上下水道課に連絡し、日程調整してください。底部コンクリート打設後、養生期間を1日以上おいてください。立会い時は、工事看板・浄化槽設備士の標示を準備しておいてください。「本体確認」「本体設置・水平確認」「水張り」の写真に町職員が入ります。

#### ⑤ 実績報告書の提出

工事完了後に提出してください。毎年3月31日が提出期限となっております。

#### ⑥ 浄化槽補助金確定通知書の送付

実績報告書を審査し、適当と認められる場合は、「補助金交付確定通知書」及び「補助金交付請求書」を申請者（施主）あてに郵送します。

#### ⑦ 補助金の請求

「補助金交付確定通知書」に同封される「補助金交付請求書」に必要事項を記載し押印して、上下水道課まで提出してください。

#### ⑧ 補助金の振込

「補助金交付請求書」が提出されてから約1か月後に補助金を指定された口座に振り込みます。

## 第4 浄化槽に関する届出について

浄化槽を設置、廃止、又はその構造若しくは規模の変更等があった場合は上下水道課へ書類を提出してください。静岡県中部保健所に受理された時点で、正式な受理となります。

※通常は、吉田町役場職員が静岡県中部保健所に持参しますが、施工予定日までに期間がない場合などは、提出した方に持参していただく場合があります。

### 届出一覧

届出の種類	概要	提出部数	提出期限
浄化槽設置届出書	浄化槽を設置しようとする場合に提出	4部	着手日から遡って11日前まで（型式認定以外は22日前まで）
浄化槽変更届出書	浄化槽の構造や規模を変更しようとする場合に提出	4部	同上
浄化槽使用休止届出書	浄化槽の使用を休止する場合に提出	2部	指定なし
浄化槽使用再開届出書	休止した浄化槽の使用を再開する場合に提出	2部	使用再開から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	浄化槽の使用を廃止する場合に提出	2部	使用廃止後30日以内

### 添付書類

種類	設置届	変更届	休止届	再開届	廃止届
建築物の付近見取図	○	○			
浄化槽の配置図	○	○			
建築物の平面図	○	○			
屋内外の排水管図	○	○			
放流経路・放流先等を記載した書類	○	○			
浄化槽の構造図・仕様書	○	○			
浄化槽型式認定書の写し	○	○			
7、11条検査の申込書の写し	○	○			
清掃の実施記録の写し			○		

## 第5 様式集

- ① 吉田町浄化槽設置費補助金交付申請書チェックリスト
- ② 吉田町浄化槽設置費補助金交付申請書（様式第1号）★
- ③ 契約不適合等に関する覚書
- ④ 管理に関する誓約書 ★
- ⑤ 変更承認申請書（様式第3号）★
- ⑥ 吉田町浄化槽設置費補助金実績報告書チェックリスト
- ⑦ 実績報告書（様式第4号）★
- ⑧ チェックリスト（浄化槽設備士によるチェック）★
- ⑨ 浄化槽設置届出届
- ⑩ 浄化槽変更届出書
- ⑪ 浄化槽使用休止届出書
- ⑫ 浄化槽使用再開届出書
- ⑬ 浄化槽使用廃止届出書

※★印の様式については、令和4年度から押印不要となりました。

吉田町浄化槽設置費補助金交付申請書チェックリスト

チェック欄	提出書類	ポイント
	吉田町浄化槽設置費補助金交付申請書（様式第1号）	
	浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し	浄化槽設置届出書は着手日から遡って11日前までに提出
	設置場所の案内図（地図）	
	設置場所の配置図（敷地内の配置図）	転換の場合は、単独浄化槽、くみ取り便槽の場所がわかるもの
	建物内部の図面（内部の配置がわかるもの）	2階建て住宅であれば1階及び2階の配置図
	保証登録証	
	登録証の写し及び管理票（C票）	日付、使用人数が記載されているか
	浄化槽設置工事の見積書	宅内配管工事費、撤去費の補助をうける場合は、内訳がわかるもの
	契約不適合等に関する覚書の写し	
	【住宅を借りている場合】 借借人の承諾書	借主が合併浄化槽を設置する場合に補助金の対象となります。
	【建売住宅の場合】 建物の売買契約書の写し	
	浄化槽認定シート	
	し尿浄化槽の概要書	
	浄化槽設備士免状の写し	
	管理に関する誓約書	
	【既製コンクリート盤を使用する場合】 認定書又は設計計算書	

吉田町浄化槽設置費補助金交付申請書

年 月 日

吉田町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

年度において、浄化槽設置費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱第3条第6項第6号に規定する町税及び料金等の納付状況について、町の職員が調査することに同意します。

交 付 申 請 額	円	浄 化 槽 の 人 槽	人槽
浄化槽の設置場所	吉田町		
浄化槽の型式	メーカー名	登録番号	
住宅の所有者	1 本人      2 共有      3 その他(                      )		
住宅の種類	1 専用住宅		
	2 併用住宅 (住宅部分の面積		m <sup>2</sup> )
	(その他部分の面積		m <sup>2</sup> )
工 事 内 容	1 浄化槽の新規設置		
	2 既存のみなし浄化槽からの付替え (みなし浄化槽の撤去    あり    ・    なし)		
	3 既存のくみ取り便槽からの付替え (くみ取り便槽の撤去    あり    ・    なし)		
施 工 業 者 名	(住所) (氏名又は名称)		
着工予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
工 事 費 内 訳	本体工事費	宅内配管工事費	撤去工事費
	円	円	円

※事務処理欄

1 公共下水道事業区域	内    ・    外
2 1で公共下水道事業区域内の場合、事前協議日	年 月 日

## 契約不適合等に関する覚書

設置者（以下「甲」という。）及び工事業者（以下「乙」という。）は、吉田町浄化槽設置費補助金の交付を受けて施工した浄化槽に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義により誠実にこれを履行する。

### 記

- 1 甲は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その結果浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期間を定めてその契約不適合等の補修を請求することができる。
- 2 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が、甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。
- 3 乙は、甲から第1項の規定により契約不適合等の補修を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲) 設置者 住 所

氏 名 ⑩

(乙) 工事業者 所 在 地

商号及び代表者氏名 ⑩

## 管理に関する誓約書

吉 田 町 長 様

このたび、吉田町\_\_\_\_\_に浄化槽を設置するにあたり、設置後は浄化槽法第7条、第11条に基づく検査及び第10条に基づく保守点検、清掃を行います。

万一、放流水等により苦情又は公害が発生した場合は、自ら責任を持って処理、解決に努めることを誓約します。

年 月 日

住 所

設置者

氏 名

様式第3号（第8条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

吉田町長 田 村 典 彦 様

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

年 月 日付け吉上下第 号で補助金交付決定のあった浄化  
槽設置費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 設置工事の中止
- 3 設置工事の廃止

(理由)



吉田町浄化槽設置費補助金実績報告書チェックリスト

チェック欄	提出書類	ポイント
	実績報告書（様式第4号）	
	工事費請求書の写し又は領収書の写し	申請者あてか、日付は記載されているか
	浄化槽保守点検業務委託契約書の写し	保守点検業者は県登録業者か
	浄化槽清掃業務委託契約書の写し	清掃業者は市町許可業者か
	浄化槽法定検査依頼書の写し	浄化槽法第7条・第11条検査の依頼書
	浄化槽設備士によるチェックリスト	
	【単独→合併の設置替えのみ】浄化槽使用廃止届書	使用廃止後30日以内に提出
工事写真		
	着工前（埋設場所）	看板に浄化槽工事業者登録票、浄化槽設備士名及び施工場所等を記載
	【単独→合併の設置替えのみ】単独浄化槽の撤去前後の写真	着手前と比較できる写真が望ましい
	採掘状況（床付け）	土留め状況、はしご等の設置状況、スケール等により幅や深さが確認できるか
	栗石・捨てコンクリート及び基礎コンクリート	スケール等により配筋、厚み、寸法（縦×横）が確認できるか
	【既製コンクリート盤を使用する場合のみ】既製コンクリート盤	スケール等により厚み、寸法（縦×横）が確認できるか、認定シールが見えるか
	浄化槽本体（※町職員立会）	ラベル及び認定シールが見えるか
	水平確認（※町職員立会）	水準器により水平が確認できるか、縦方向、横方向及び気泡の接写
	水張り（※町職員立会）	水張り状況やホースが写っているか
	埋戻し	水締め等により十分な締固めが確認できるか
	槽内満水確認	
	上部スラブ配筋状況、上部スラブコンクリート	スケール等により厚み、寸法を確認できるか
	嵩上げ	スケール等により高さを確認できるか、高さは概ね30cm以内か
	ブロワ設置状況	
	槽内ばっ気状況	泡がみえるように
	【単独又はくみ取り→合併付替えのみ】導入配管経路	配管経路すべて
	放流先	暗きよの場合、内部を確認できるものとする

様式第4号(第8条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

吉田町長 様

住 所  
補助対象者 氏 名  
電 話

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知を受けた浄化槽設置事業が  
完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定額	金 円			
設 置 工 事 費	総 額	補 助 金	自 己 資 金	そ の 他
	円	円	円	円
工 事 費 内 訳	本 体 工 事 費	宅 内 配 管 工 事 費	撤 去 工 事 費	
	円	円	円	
浄化槽の設置場所	吉田町			
浄化槽の人槽等	人槽、メーカー名		認定番号	
着 工 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日	
施 工 業 者 名	(住所) (氏名又は名称)			

## チェックリスト

検査項目	チェックポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよ勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固形の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分に行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブローターの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">浄化槽設備士の氏名 (浄化槽設備士免状の交付番号 )</p>		

別記様式第一号(第三条関係)

浄化槽設置届出書

年 月 日

都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)  
特定行政庁

殿

設置者の住所  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ②その他		
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積			m <sup>2</sup>
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処理能力	イ 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他( )		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		登録番号
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始予定年月日	年 月 日
11. 付近の見取図			
12. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

- (注意) 1. 「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長) 特別行政庁 」  
については、不要のものを消すこと。  
2. 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
3. 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。  
4. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第二号(第四条関係)

浄化槽変更届出書

年 月 日

都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)  
 特定行政庁

殿

設置者の住所  
 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 設置届出年月日	年 月 日		
3. 変更の内容及び理由			
4. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ②その他		
5. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
6. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積			m <sup>2</sup>
7. 処理対象人員及び算定根拠	人		
8. 処理能力	イ 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
9. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他( )		
10. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		登録番号
11. 着工予定年月日	年 月 日	12. 使用開始予定年月日	年 月 日
13. 付近の見取図			
14. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

- (注意) 1. 「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長) 特別行政庁」  
 については、不要のものを消すこと。  
 2. 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
 3. 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。  
 4. 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第一号（第九条の三関係）

浄化槽使用休止届出書	
年 月 日	
都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長） 殿	
届出者	
住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	年 月 日
4 休止の予定年月日	年 月 日
5 休止の理由	
6 再開の予定年月日	
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日
	撤去を実施した者の氏名又は名称
※事務処理欄	
<p>（注意）</p> <p>1 ※欄には、記載しないこと。</p> <p>2 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。</p> <p>3 4 欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第一号の二（第九条の四関係）

浄化槽使用再開届出書	
年 月 日	
都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長） 殿	
届出者	
住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	年 月 日
4 再開の理由	
※事務処理欄	
（注意） 1 ※欄には、記載しないこと。 2 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第一号の三（第九条の五関係）

浄化槽使用廃止届出書	
年 月 日	
都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長） 殿	
届出者	
住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※事務処理欄	
<p>（注意）</p> <p>1 ※欄には、記載しないこと。</p> <p>2 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。



- 浄化槽設置届出書・浄化槽補助金について
- 下水道について(公共下水道事業計画区域のお問い合わせなど)

吉田町上下水道課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

TEL:0548-33-1100

FAX:0548-33-0362

E-mail: gesui@town.yoshida.shizuoka.jp